

第 2 1 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和7年3月11日（火）午前9時 開会								
2	開催場所	三朝町役場 第4会議室								
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者								
		1番	米廣 勝	出	2番	野見幸雄	出	3番	松原利志	欠
		4番	米原章太郎	出	5番	山本雅之	出	6番	本田 博	出
		7番	村岡幸枝	出					出席	6人
		農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者								
		吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出			
		井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5人				
4	欠席委員	3番 松原利志 委員								
5	農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉 主事 福松勇希								
6	議事録署名委員	1番 米廣 勝 委員 2番 野見幸雄 委員								
7	議事内容等	(1) 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請書について（大瀬） (2) 議案第68号 令和7年度最適化活動の目標の設定について (3) 議案第69号 農用地利用集積等促進計画案について								
8	報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書について								
9	その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和7年4月総会 4月11日金）午後3時30分～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他								
11	閉会	午前10時30分								

1. 開 会	
事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第 2 1 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、ご苦労さんです。 先日の視察研修では皆さんお疲れ様でした。皆さんはどのような感想を持たれたでしょうか。私としてはグリーサービスの研修みたいな感じでしたが視察先のあまりの経営規模の大きさに驚きました。グリーサービスも方向性としてはあのようになりたいと思っていますが、地形などいろいろな条件の違いもありますが、考え方として大いに参考になるものでした。行政の援助がなくてもあそこまでできるのはいいと思いました。農業以外のこともやりながら経営を安定させていくことも必要だと感じました。 それでは今月もよろしく願いいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは 7 名中、6 名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長をお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第 4 の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、1 番 米廣 勝 委員、2 番 野見幸雄 委員、を指名します。よろしくお願いします。 なお、書記は事務局をお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第 6 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（大瀬）	
議長	「議案第 6 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（大瀬）」についてを議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。 1 ページの議案書を開いていただきたいと思います。 「議案第 6 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（大瀬）」について

	て説明させていただきます。 【議案書の朗読】 申請人（譲受人）は、現在アパートで生活されていますが、子どもの成長に伴い手狭になることから、住宅を新築して生活基盤を確立されるものでございます。 用地につきましては、町の公共施設から近く利便性の高い大瀬地内で求めているところ、高齢により農地の維持管理が難しくなり農地を手放すことを考えていた譲渡人との話がまとまり当該農地の選定に至りました。 当該農地のうち住宅の建設に必要な用地のみを取得、転用し転用許可後に分筆を行う予定です。当該農地は果樹が植えられて町道のレベルより農地の方が高くなっており、接続する町道の高さまで表土を剥いで整地造成される計画となっております 残地となる農地との境界にはコンクリートブロックを設置し土砂の流出を防ぐこととしており、農地への影響はないと判断したところです。排水につきましては、汚水は下水道接続し、雨水につきましては隣接する既存の側溝へ流すこととしております。 資力につきましては、銀行からの融資により工事費以上の金額を確保しており、転用実施は確実と判断したところでございます。 以上、議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請書について（大瀬）の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 現地確認を行っておりますので、三朝地区の委員さんから報告をお願いします。
7 番農業委員	昨日3月10日、午前9時に、松原委員、山本事務局長さん、福松主事さんで申請地に於いて現地確認を行いました。 転用目的につきましては住宅の新築で、必要な住宅用地を確保して住宅を新築するもので、分筆が予定されています。対象農地はミカンなどの果樹が植えてあって、盛り土がされており、町道の高さまで表土を剥いで整地して造成する計画になっています。 当該農地の隣接地は宅地で境界はブロックなどで明確であり、残地となる農地との境界についても、ブロック積を設置して土砂等の流出を防ぐようにしており問題は生じないと判断しました。 また汚水、雨水の排水につきましても説明のとおり計画されており、周辺への影響は無いものと判断したところです。 以上、現地確認の報告とします。
議長	議案第67号について現地確認の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
2 番農業委員	許可の適用条項にある集落接続とはどういう意味か。
事務局	申請地がその周辺の地域の居住する者にとって日常生活や業務上必要で、集落に接

	続して設置されるものという意味で、ポツンと転用という形ではない集落との接続性がポイントとなっております。
議長	その他質問はありませんか。ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、「議案第 6 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（大瀬）」を、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 全員の挙手を確認しましたので、「議案第 6 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について（大瀬）」は承認されました。
(2) 議案第 6 8 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定について	
議長	「議案第 6 8 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定について」を議案とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは説明させていただきます。 議案書の 2 3 ページからお願いします。 令和 7 年度の最適化活動の設定目標等の案について、令和 4 年 2 月 2 日付 3 経営第 2584 号経営局長通知に基づき調整しましたので、本委員会に付議させていただくものでございます。 【議案添付の令和 7 年度最適化活動の設定目標等（案）を説明】 なお、本委員会で決議ののちには、令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と併せて町 HP で公開する予定でございます。 説明は以上でございます。
議長	事務局の説明は終わりました。 これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。
2 番農業委員	総農家と農業経営体との違いはなんでしょうか
事務局	農業経営体は経営耕地面積 30 a 以上や、一定の農作物作付面積や家畜飼養頭数の規模（露地野菜 15 a など）に該当する農家を指します。
2 番農業委員	集積率がなかなかあがらないわけだが、農地パトロールで緑区分あがってくるが、これを非農地化していくことで、分母が減って集積率があがってくるということにもなりますね。
事務局	そういうことになると思います。
	何かご質問、ご意見はありませんか。 【「なし」の声、多数あり】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第 6 8 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、承認される方は

	挙手をお願いします。 【全委員の挙手を確認】 それでは、議案第 6 8 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等については、承認されました。
(3) 議案第 6 9 号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	「議案第 6 9 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 6 9 号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。 議案書の 2 5 ページを開いていただきたいと思います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第 19 条第 3 項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】 諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 5 項の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。 以上、「議案第 6 9 号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。

	議案第 6 9 号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第 6 9 号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しましたので、 引き続き、第 6 の報告事項に移ります。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	別冊の報告(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出につきましては、3 件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。 報告(2)の農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書につきましては、3 件の合意解約の届出が出ております。2 件の届けは次の耕作者が予定されております。3 件目の届け出は次の耕作予定はありません。それぞれご確認ください 報告事項は以上でございます。 よろしくお願いいたします。
議長	続いて、第 7 のその他に入ります。 (1) 令和 7 年 4 月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 4 月 1 1 日(金) 午後 3 時 3 0 分からの開会を予定します。 会場は、第 2 会議室です (2) その他 ・非農地判断の確認について
議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午前 1 0 時 30 分】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月11日

議 長

(記名) _____

議事録署名委員

1 番 農業委員

(記名) _____

2 番 農業委員

(記名) _____